

議案第45号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することとする。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 番 | 号 | 山消整第2号 |
| 2 | 品 | 名 | 消防団小型動力ポンプ付き軽積載車 |
| 3 | 規格・数量 | | 1台（軽四輪駆動トラックタイプ） |
| 4 | 契約金額 | | ¥7,898,000円（税込み） |
| 5 | 契約相手方 | | 熊本市中央区菅原町1番25号
三輝物産株式会社
代表取締役 西銘 公一 |
| 6 | 契約の方法 | | 指名競争入札 |

令和8年6月5日提出

山都町長 坂本 靖也

（提案理由）

本件の財産を取得するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

物品売買契約概要

- 1 本件の概要 第8分団（馬見原）に配備中の消防団ポンプ車について、初年度登録から24年が経過し、経年劣化が進んでおり更新する必要がある。また、狭隘な道路が多い本町においては、小回りが利き、火災現場等で効率よく対応できる小型車両が求められる。加えて、標準の普通免許で運転することが可能であることから、軽四輪により更新することとした。
- 2 番 号 山消整第2号
- 3 品 名 消防団小型動力ポンプ付き軽積載車
- 4 規格・数量 1台（軽四輪駆動トラックタイプ）
- 5 納入場所 山都町役場
- 6 開札年月日 令和8年5月27日
- 7 予定価格 8,151,000円
- 8 契約金額 7,898,000円
- 9 契約相手方 熊本市中央区菅原町1番25号
三輝物産株式会社
代表取締役 西銘 公一
- 10 財源内訳

備品購入費	7,898,000円
緊急防災・減災事業債	7,800,000円
一般財源	98,000円

令和8年5月27日

防 災 係 長 様

総 務 課 長

入 札 結 果 報 告 書

令和8年5月11日に引継ぎを受けました 物 品 購 入 入札の結果について

下記のとおり報告します。

記

- 1 番 号 山消整第2号
- 2 件 名 消防団小型動力ポンプ付き軽積載車
- 3 入札・開札の日時及び場所 令和8年5月27日 午前10時00分
山都町役場 本庁 会議室2-2(2階)
- 4 指 名 業 者 5社(別紙指名伺書のとおり)
- 5 落 札 業 者 三輝物産(株)
- 6 落 札 金 額 ￥ 7,898,000 - (税抜き金額 ￥7,180,000 -)

開 札 調 書

予定価格 8,151,000 円

入札書比較価格 7,410,000 円

事業年度 令和8年度
 番号 山消整第2号
 件名 消防団小型動力ポンプ付き軽積載車
 規格・数量 仕様書のとおり
 納入場所 山都町役場 総務課
 入札年月日 令和8年5月27日

施行番号

許可業種

執行機関

NO	商号	代表者	コード	第1回入札			第2回入札			
				金	額	順	金	額	順	
1	三輝物産(株)	西銘 公一		¥	7,180,000.00	1	落札			
2	熊本いちほら工業(株)	澤田 悦幸	郵送	¥	7,590,000.00					予定価格超過
3	野々村ポンプ(株)	湯本 淳二		¥	7,620,000.00					予定価格超過
4	(株) 田原商会	成良 仁志		¥	7,650,000.00					予定価格超過
5	(株) ニッケカスタム光輝	渋谷 明子	郵送	¥	7,600,000.00					予定価格超過
6										
7										
8										
9										
10										

(入札金額 7,180,000 × 1.10 = 7,898,000 落札価格) 消費税及び地方消費税の額

保証の種類(○をつけること。)

保証金 ・ 国債 ・ 銀行等 ・ 保証会社 ・ ボンド ・ 保険 ・ 免除

物品売買仮契約書

- 1 番号 山消整第2号
- 2 品名 消防団小型動力ポンプ付き軽積載車
- 3 規格数量 1台
(規格については別冊「令和8年度消防軽積載車仕様書(軽四輪駆動トラックタイプ)」のとおり)
- 4 納入期限 令和9年3月12日
- 5 契約金額 金 7,898,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 718,000 円)
- 6 契約保証金 免除 円

発注者山都町(以下「甲」という。)と受注者三輝物産株式会社(以下「乙」という。)は各々の対等な立場における合意に基づいて物品売買契約約款の各条項及び上記内容によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和8年6月1日

発注者(甲) 山都町

代表者 山都町長 坂本 靖也

受注者(乙) 住所 熊本市中央区菅原町1番25号
商号又は名称 三輝物産株式会社
代表者氏名 代表取締役 西銘 公一

物品売買契約約款

(総則)

第1条 乙は、次の要項により、甲に売り渡し、甲は、これを買受ける。

(納入の通知)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、前条の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に立ち会いのうえ検査をするものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、全て乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引き渡さなければならない。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、前条第5項の規定により乙が物品を甲に引き渡した時に、乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第5条 第3条第5項の引渡し前に生じた物品の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、全て乙の負担とする。

2 乙が甲に物品を引き渡した場合において、その引渡しがあった日以後にその物品が甲乙双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、甲は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

3 乙が契約の内容に適合する物品をもって、引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、甲がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった日以後に甲乙双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

(代金の支払)

第6条 乙は、甲が物品を受領したときは、契約金額の支払を甲に請求するものとする。

1 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払額に対し、財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率を乗じて得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。但し、天変地異等やむを得ない事由の場合は、当該事由の継続する期間は、日数に含まないものとする。

(違約金)

第7条 乙は、天災その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに第3条の引渡しを終わらないときは、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の延引日数1日につき契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額の1000分の1を乗じて得た額とする。

3 前項の違約金の債務は、甲に支払い金の債務があるときは、これを相殺するものとする。
(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合、適合しないことを知った日から1年以内に乙にその旨通知し、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は甲乙の協議により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前3項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が納入期限までに本契約を完了しないとき、又は、納入期限までに本契約を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(5) 乙(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 前5号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第10条 甲は、契約不適合の履行の追完、違約金の徴収、本契約の解除をしても、なお損害がある場合には、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び納入に要する費用は、乙の負担とする。

(納入期限の変更)

第13条 納入期限の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(協議)

第14条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

令和8年度

消防軽積載車仕様書
(軽四輪駆動トラックタイプ)

山 都 町

1 総則

(1) 目的

この仕様書は、令和8年度において山都町（以下「本町」という。）が購入する消防軽積載車（軽四輪駆動トラックタイプ、以下「軽積載車」という。）1台の仕様について定める。

(2) 概要

軽積載車は、火災時において消防小型動力ポンプ（以下「小型ポンプ」という。）、装備品及び付属品等（以下「装備品等」という。）を積載、搬送し速やかに消火活動ができるものであり、安全性、強度、耐久性及び耐食性に優れること。また、軽四輪駆動トラックタイプを消防車として艤装し、使用する材料は精選された新品のものを使用すること。

(3) 適合法令

軽積載車は、次に掲げる法令、その他関係ある法令及び通達に全て適合するもので、緊急自動車として承認が得られるものであること。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

イ 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

(4) 材料

艤装材料は、日本工業規格品を使用し、取付品及び付属品は最新規格のものをを使用すること。

(5) 配備対象

山都町消防団 第8分団1部1班（馬見原地区）

(6) 検査

検査は納入時の完成検査とする。

ア 完了検査

本町が立会いのうえ、次の項目について実施する

(ア) 車体の検査

(イ) 艤装の検査

(ウ) 装備品等の検査

(エ) 小型ポンプ性能試験

(オ) 取扱い説明

(カ) その他本町が指示する項目

(7) 登録・費用等

ア 納入に至るまでに発生する費用（故障修理等）は受注者の負担とする。

- イ 納車に係る運搬費については、入札価格に含むものとする。
- ウ 入札価格には、自賠責保険料、自動車重量税、登録手数料、自動車リサイクル料金は含まないこととする。

(8) 保証等

艀装の保証期間は、納入時から12か月とし、シャーシ、取付部品等については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良及び材質不良による故障・不具合の場合は、保証期間終了後であっても無償で修理又は交換を行うものとする。

(9) 納入

- ア 納入場所 熊本県上益城郡山都町浜町6番地 山都町役場
- イ 納入期限 令和9年3月12日(金)

2 軽積載車

(1) 車名及びシャーシ等

- ア 車名等：ダイハツハイゼットジャンボスタンダード 4WD AT
- イ 総排気量：660CC以下
- ウ 乗車定員：2名
- エ エンジン：水冷4サイクルガソリンエンジン
- オ 全長：3.4m以下
- カ 全幅：1.48m以下
- キ 全高：2.0m以下
- ク タイヤ：ホイール付きでブリヂストン製のスタッドレスタイヤ

(2) 装備品等

装備品等については、別表のとおりとする。
なお、別表に記載する装備品等の取付位置及び固定方法は、以下で示すものの以外については発注者と協議し決定することとする。

(3) キャブ艀装

- ア 計器スイッチ類は銘板付で見やすく、操作の容易な位置にまとめて取り付けること。
- イ 警光灯は車体キャビンルーフに赤色回転灯、拡声器付電子サイレン用スピーカー及び標識灯一体型を取り付けること。
- ウ 電子サイレンアンプはマイク付とし、録音機能により繰り返し再生できるものとする。
- エ 小型ポンプ積載部の前部は資機材収納ボックスとし、容易に資機材を

取り出せる構造とすること。

(4) 車体の艤装、架装

ア 構造は堅牢で耐久性に富んだものとし、床面上のステップの処理はアルミニウム製縞鋼板にて行うこと。

イ 車両の重量軽減及び防食・防水性を考慮し、各種材料の同一面での継ぎ目は極力避け、やむを得ない場合は外部から見て目立たない構造とし重量配分を考慮したものとする。

ウ エンジン及び積載資機材の点検が容易にできる構造とすること。

エ 赤色点滅灯は警光灯及び電子サイレンに連動して点滅する回路とすること。

オ 消防団マークを車両前部の中央部に取付けること。

カ 小型ポンプは、電動油圧式昇降装置によって、容易に積み下ろしが出来る仕様にする。なお、小型ポンプの積載については、固定金具の加工を行い、走行中に落下しないよう強固に固定すること。

キ ホースラックは、小型ポンプ積載部の前方上部に設けること。なお、ホースの取り出し及びホース収納時の利便性を十分に配慮し、かつ走行時の振動等による移動・落下等が無いような構造とすること。

ク 車両後部の左側に、ACCを介した作業灯(LEDランプ)を取り付け、作業灯の点灯スイッチは、本体又は取付下部に専用のスイッチを取付けること。

ケ 車両後部の右側に、ACCを介した照明灯(LEDランプ)を取り付け、照明灯の点灯スイッチは、本体又は取付下部に専用のスイッチを取付けること。

コ 全ての電装機器はACC回路とすること。

サ 装備品等が軽積載車に接触する部分は、必要に応じ軽積載車側に保護パネル等を設けること。

シ その他、全ての装備品等が走行中に落下しないような構造とすること。

3 塗装及び文字記入

(1) 塗装

シャーシのキャビン及び荷台は赤色消防色とし、艤装各部等は完全な錆止め処理を行い、充分なるプライマー処理及び下塗りを行ったあと消防色にて仕上げ塗装をすること。

(2) 文字記入

ア キャビン左右ドア「山都町消防団第8分団1部」 白文字の丸ゴシックとする。

イ 標識灯「山都町」 黒文字の丸ゴシックとする。

ウ 分団名等は現時点の予定であり、また、それぞれの位置、大きさ及び配置等の詳細については記入前に再度確認すること。

4 小型ポンプ

(1) 仕様

ア 「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」中に定められた小型ポンプで、日本消防検定協会の受託試験に合格したもの

イ 会社名 トーハツ株式会社

ウ 級 別 B-1級

エ 型 式 VE90AS

5 車載型デジタルトランシーバー

(1) 発注者が既に運用している車載型デジタルトランシーバー（アイコム株式会社製 IC-DU65C）を軽積載車に移設すること。

(2) トランシーバーの配線は、電磁波等による本機への影響又は他の電子機器への影響に配慮した配線すること。

6 その他

(1) 本仕様書に明記されていない事項については、そのメーカー公表の標準仕様とし、取扱上必要と認められる場合及び受注者（製作者を含む）が公表している仕様、工作上当然なことは十分協議して対処すること。

(2) 現在、山都町消防団 第8分団1部1班（馬見原地区）に配備されている車両の登録抹消等の手続きは発生しない。

(3) その他疑義等が生じた場合は、速やかに本町と協議し承認を受けるものとする。

別表

番号	品名	数量	仕様等
1	小型ポンプ	1	詳細は「4 小型ポンプ」参照
2	電動油圧式昇降装置	一式	TWL-ⅡA
3	電子サイレンアンプ (マイク付)	一式	TSK-D151 12V
4	広報用装置 (CDプレーヤー)	一式	
5	赤色警光灯 (標識灯一体式)	一式	NX-MS-VY1-A
6	赤色点滅灯 (前部)	2	赤色警光灯に連動LFA-50S
7	赤色点滅灯 (後部)	2	同上
8	作業灯 (LEDランプ)	一式	スイッチ付き、後部左側取付
9	照明灯 (LEDランプ)	一式	スイッチ付き、後部右側取付
10	バックブザー	一式	
11	フロアマット	2	運転席、助手席
12	マッドガード	4	全輪
13	ドアバイザー	2	運転席、助手席
14	エアコン	一式	
15	パワーステアリング	一式	
16	消防団マーク	1	車体前面中央部に取付
17	吸管	1	75mm×6m
18	吸管ストレーナ	1	75mm
19	吸管チリよけ籠	1	75mm
20	吸管ロープ	1	10mm×10m
21	吸管枕木	1	
22	分岐管	1	65mm

番号	品名	数量	仕様等
23	とび口	1	1.8m (グラスファイバー柄)
24	管鎗	1	65mm赤紐巻ベルト付き
25	ノズル	2	ストレート 20径、23径
26	噴霧ノズル	1	プロコンペ
27	消火栓媒介金具	1	
28	大箱まわし	1	
29	充電器	1	アダプタチャージ付
30	剣先スコップ	1	
31	ホースブリッジ	一対	ゴム製
32	ホース背負基	1	65mm2本用
33	ホースラック	1	小型ポンプ積載部の前方上部
34	資機材収納ボックス	1	小型ポンプ積載部の前部
35	消火器	1	10型
36	ホイール付きスタッドレスタイヤ	4	ブリヂストン製 (BLIZZAK WZ-1)
37	サマータイヤ	4	純正品 (スペア用)
38	投光器及び三脚	一式	ジェントスGZ314及びGZ-3STS
39	コワレンゾー	1	トーハツ株式会社
40	フローティングストレーナS	1	トーハツ株式会社 75mmツノ式
41	ドライブレコーダー	1	フロント用、200万画素以上、水平視野角100度以上
42	標準工具	一式	
43	その他シャーシメーカーの標準仕様	一式	

車両イメージ画像

⑥

